

平成 27 年

第 3 回大阪広域水道企業団議会
(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 3 号議案)

(第 1 号報告～第 3 号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件	1
第 2 号議案	平成 26 年度大阪広域水道企業団水道事業欠損金処理の件	8
第 3 号議案	平成 26 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件	9
第 1 号報告	平成 26 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	11
第 2 号報告	平成 26 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	12
第 3 号報告	平成 26 年度決算に基づく資金不足比率報告の件	13

第1号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1) (略) <u>(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> (3) - (6) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) - (5) (略)</p>
<p>(収集の制限) 第6条 (略) 2 - 4 (略) 5 実施機関は、次に掲げる個人情報<u>(番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。)</u>を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。 (1)・(2) (略)</p>	<p>(収集の制限) 第6条 (略) 2 - 4 (略) 5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。 (1)・(2) (略)</p>
<p>(利用及び提供の制限) 第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報<u>(特定個人情報を除く。第2項及び第4項において同じ。)</u>を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、<u>当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p>

らない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) - (4) (略)

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

(6) 略

3・4 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(開示請求)

第11条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報に係るものにあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下これらを「代理人」という。)は、本人に代わって、前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(開示してはならない個人情報)

第12条 (略)

(1) 開示請求をした者(前条第2項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業

この限りでない。

(1) - (4) (略)

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

(6) 略

2・3 (略)

(開示請求)

第11条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(開示してはならない個人情報)

第12条 (略)

(1) 開示請求をした者(前条第2項の規定により、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)

を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

(2)・(3) (略)

(開示しないことができる個人情報)

第13条 (略)

(1)一(6) (略)

(7) 第11条第2項の規定により代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)であって、開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれのある個人情報

(開示請求の方法)

第16条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3・4 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日(第16条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(利用停止請求)

第32条 (略)

(1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第7条(第3項及び第4項を除く。)若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第28

以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

(2)・(3) (略)

(開示しないことができる個人情報)

第13条 (略)

(1)一(6) (略)

(7) 第11条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのある個人情報

(開示請求の方法)

第16条 (略)

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3・4 (略)

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日(第16条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(利用停止請求)

第32条 (略)

(1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第7条第1項の規定に違反して利用されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

<p>条の規定に違反して作成された<u>特定個人情報ファイル</u>（<u>番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル</u>をいう。）に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <u>第7条（第3項を除く。）</u>若しくは<u>番号法第19条</u>の規定に違反して提供されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 法令又は他の条例の規定により、個人情報（<u>特定個人情報</u>を除く。）の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本等に記録されている個人情報（<u>特定個人情報</u>を除く。）の写しの交付又は個人情報の訂正若しくは利用停止をすることができる場合については、当該手続については、この章の規定は適用しない。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第7条第2項第1号</u>の規定に基づき、<u>実施機関が定めるところにより</u>、個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けけるもの</p> <p>(委任)</p> <p>第56条 <u>この条例に定めるもののほか</u>、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p> <p>第57条 (略)</p>	<p>(2) <u>第7条第1項</u>若しくは<u>第3項</u>の規定に違反して提供されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 法令又は他の条例の規定により、個人情報の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本等に記録されている個人情報の写しの交付又は個人情報の訂正若しくは利用停止をすることができる場合については、当該手続については、この章の規定は適用しない。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第7条第1項第1号</u>の規定に基づき、<u>実施機関が定めるところにより</u>、個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けけるもの</p> <p>(委任)</p> <p>第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第57条 (略)</p>
--	---

第2条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 情報提供等の記録</u> <u>番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報</u>をいう。</p> <p><u>(4)－(7)</u> (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)－(6)</u> (略)</p>

(利用及び提供の制限)

第7条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報(情報提供等の記録を除く。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報(情報提供等の記録を除く。)を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。

(開示請求に係る事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(訂正請求に係る事案の移送)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、

(利用及び提供の制限)

第7条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。

(開示請求に係る事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(訂正請求に係る事案の移送)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、

訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等の記録の提供先への通知)

第31条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第32条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報（情報提供等の記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(利用停止請求)

第32条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報（情報提供等の記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) - (3) (略)

(1) - (3) (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正)

2 大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 (略)		(設置) 第2条 (略)	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第5号)第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条に規定する事項につ	大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第5号)第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第1項第6号、第7条第3項、第40条第2項及び第41条に規定する事項につ

	いての調査審議に関する事務		いての調査審議に関する事務
(略)	(略)	(略)	(略)

第 2 号議案

平成26年度大阪広域水道企業団水道事業欠損金処理の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、平成26年度の大阪広域水道企業団水道事業に係る資本剰余金の国庫補助金4,558,955,744円のうち、441,698,180円を資本金に組み入れる。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第 3 号議案

平成26年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成26年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余金 24,397,570,949円について、3,412,275,556円を減債積立金に、2,971,733,193円を建設改良積立金に積み立て、18,013,562,200円を資本金に組み入れる。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第1号報告

平成26年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第 2 号 報 告

平成26年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第3号報告

平成26年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり